

令和7年度 第17回庁議要点記録

日 時：令和7年10月8日（水）午前8時45分～9時15分

場 所：庁議室

出席者：市長、橋本副市長、塩野目副市長、教育長、政策部長、公共施設マネジメント担当部長、総務部長、市民生活部長、健康部長、福祉部長、子ども家庭部長、まちづくり部長、建設環境部長、教育部長、市政戦略室長、政策経営課長、議会事務局長、秘書課長、情報管理課長、デジタル行政推進室長、公共施設マネジメント課長、政策法務課長、財政課長、環境経営課長、会計管理者心得

議 題

○協議事項

- ①「国分寺市災害廃棄物処理計画」（案）に関するパブリック・コメントの実施について
- ②「国分寺市立第二・第三西町学童保育所」指定管理者の募集について

○その他

橋本副市長： 令和7年度第17回庁議を開催します。本日の議題は、協議事項2点及びその他です。

協議事項①「国分寺市災害廃棄物処理計画」（案）に関するパブリック・コメントの実施について、環境対策課長から説明をお願いします。

環境対策課長： 令和3年12月に策定した「国分寺市災害廃棄物処理計画」の改定案を決定するとともに、パブリック・コメントを実施することについて、協議をお願いします。

意見の募集期間は11月4日から12月4日までの1か月間です。その他の内容については、ほかのパブリック・コメントの手続と同様です。

続いて、資料2の計画改定案です。「国分寺市災害廃棄物処理計画」は令和3年12月に策定していますが、策定以降、国では「災害廃棄物対策指針」技術資料が改定され、東京都においても令和5年9月に、最新の科学的知見や東京都のこれまでの支援で得られた知見を踏まえて、「東京都災害廃棄物処理計画」の改定を行っています。

また、本市においても「国分寺市地域防災計画」が令和6年12月に修正されたことに伴い、これらとの整合を図るために改定します。主な改定内容は、想定される災害の規模、建物の全壊及び半壊の資料を更新し、それに伴い、災害廃棄物の発生度を算出し直して、仮置き場の運用などを追記して更新しています。

続いて、資料3のスケジュールです。9月の第3回定例会建設環境委員会において報告を行っています。その際、改定計画に影響があるような御意見はありませんでした。

また、9月30日に開催しました、附属機関である国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会でも、素案に対して御意見を頂いており、今回実施のパブリック・コメントの意見と合わせて、今後検討していきます。

パブリック・コメントの実施後は、頂いた御意見等を検討し、令和8年2月頃に改定案を決定したいと考えています。説明は以上です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。

公共施設マネジメント担当部長： 資料1の3公表場所は、公共施設マネジメント課の案件で、各市民サービスコーナーへ整理されたと思いますので、確認をお願いします。

環境対策課長： 確認して修正します。

橋本副市長： 役所の住所の二丁目の表記について、数字と漢字が混在しているため、どちらかに統一

してください。

会計管理者心得： 市民課では、丁目までは固有名詞であるため、漢数字の「二」でした。

環境対策課長： 漢字に統一します。

橋本副市長： 調整をお願いします。よろしいですか。なければ、決定とします。

続いて、協議事項②「国分寺市立第二・第三西町学童保育所」指定管理者の募集について、子ども子育て支援課長から説明をお願いします。

子ども子育て支援課長： 公設学童保育所の狭い解消を目的として、第八小学校区に新たに開所する、国分寺市立第二・第三西町学童保育所について、当該施設の管理運営を担う指定管理事業者を公募したいというものです。期間は令和8年12月1日から令和11年3月31日までの2年4か月間です。

今回は単独の募集ですが、今後は当小学校区の既存学童保育所及び西町児童館等と同一の指定管理者が一体的に管理運営を行うことを想定し、児童施設の指定管理期間に終わりを合わせて2年4か月間としました。指定管理費の上限額は3年間の総額で117,550千円です。

新規の施設であるため、前回との比較は行いませんが、積算については既存施設の過年度実績に施設規模等を加味し、さらに物価上昇率を勘案した金額を適正に積み上げた結果であり、妥当な金額だと考えています。

積算の詳細は、人件費の常勤給与について、令和7年度新規開設施設の公募に用いた額に10%の上げ幅を設定し、また2年目、3年目についてはそれぞれ5%の上げ幅を設定し積算しました。これは保育施設の公定価格が大きく上昇する中、学童保育所の常勤職員は保育士や教員免許等を基礎として取得する放課後児童支援員資格を求めており、人材確保のための措置です。

また、非常勤職員の給与は、直営施設の時間額会計年度任用職員の時間単価を基準として定めています。

次に事務費及び管理費ですが、過去の実績や公募時の積算額に施設規模を勘案し、さらに物価上昇分としておおよそ5%の上げ幅を設定し積算しました。

児童のおやつや教材の購入に用いる運営費は、公設の令和7年度予算額に定員数、当初見込額を乗じて積算した額に、物価上昇分として5%の上げ幅を設定し積算しています。

一般管理費は、近年職員採用時に必要となる採用費が大幅に増加しているため、過去の積算では全体経費の5%だったところを、6.5%で積算しています。

次に仕様書ですが、直近の公募からの変更点は、資料3の仕様書7ページ6（1）②施設の利用に関すること、ア対象児童についてです。これまで小学1年生から3年生までとしていた対象児童について、学童保育所条例第4条に規定する児童と記載を改めました。

第八小学校区は、第二・第三西町学童保育所の開所に伴う大幅な定員増により、低学年児童を現行で受け入れても、なお登録児童数が定員に満たない可能性が見込まれる地域のため、空いた定員枠に高学年児童を受け入れることを視野に入れた変更です。説明は以上です。

橋本副市長： 今後のスケジュールの説明をお願いします。

子ども子育て支援課長： 11月中旬から募集要項を配布し、11月末から12月上旬に現場説明会等を行い、12月中旬から申請受付を開始します。令和8年12月1日開所ですので、来年度に指定管理者の指定と予算の債務負担の設定を行う予定です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。

総務部長： 上限額について、人件費は初年度が10%で、2年目、3年目が5%でした。人件費は5%から10%の範囲ですが、2年目と3年目を5%にした理由を教えてください。

もう1点、物価上昇率は設定額5%と説明がありましたが、物価については9%・10%くらい上がっていますが、5%に落とした理由を教えてください。

子ども子育て支援課長： 過去2年度の物価上昇率を確認して、その結果、5%が妥当であると結論づけました。人件費は、保育施設の公定価格の上昇率に合わせたものです。令和8年4月に開所する第五小学校区の学童保育所と合わせて積算しました。

総務部長： 所管課で妥当と判断したことですか。

子ども子育て支援課長： 適正であると見積もったということです。

総務部長： 分かりました。

橋本副市長： 1点確認ですが、仕様書の7ページに記載の対象児童は、根拠条文が第4条ですから、6年生までになりますね。

子ども子育て支援課長： そうです。現在は1年生から6年生までと定めているのですが、補足で低学年に限定する規定になっています。

橋本副市長： そうすると、1年生から3年生まで受け入れても定員を満たさないことが想定されるため、この学童は公設で初めて6年生までの受け入れをするということでよいですか。

子ども子育て支援課長： 1年生から6年生まで対象としている学童の入所を限定していたのは、これまで低学年は受け入れることを前提としていたためです。その上で、狭いが解消できた場合には、高学年も受入可能と説明してきたかと思います。

しかし、第八小学校区については、申請数が大幅に増加するがなければ、現状では定員数が登録児童数を上回る可能性がある地域のため、高学年の受入れも視野に入れて記載を検討したものです。

橋本副市長： 仮に6年生までとした場合、定員を超過したとしても全員受け入れることになりますか。

子ども子育て支援課長： そこは、今後の例規改正の手法によるかと思いますが、第4条という書き方であれば、今後例規改正を行った場合でも対応できるものと考えます。

橋本副市長： 規定する児童とすると言い切らず、例えば、基本とするというように、少し解釈の幅を持たせたほうがよいかと思います。

子ども家庭部長： 今後、附則部分の改正を第4回定例会で考えており、再度規定の内容が変わる可能性もありますが、実際には空きが出たところで、4年生の一部の入所を検討することになると思います。4年生の希望者全員ではないので、1年生から3年生が入所した後に4年の希望が定員以上であれば、そこで選考することを考えています。

橋本副市長： それであれば、基本とする、といった書き方をしておいたほうが、分かりやすいかと思います。

子ども家庭部長： 少し調整します。

橋本副市長： よろしくお願ひします。

市長： 優先順位があることは分かりました。低学年をしっかり対応してもらい、順次上の学年も対応することを分かりやすくしてください。

橋本副市長： もう少し幅を持たせた記載とするほうがいいかもしません。

ほかによろしいでしょうか。なければ、今の点を工夫してもらい、募集要項は決定とします。その他各部からありますか。総務部長、お願ひします。

総務部長： 防災フェスタのお礼です。10月5日の防災フェスタに御協力いただきありがとうございました。おかげさまで大きな事故もなく無事に終わることができました。

また今回、新庁舎に移って初めての防災フェスタで、公園から庁舎までの動線を、上手く確保して対応できたので非常に良かったです。参加人数も、市民の方と出店ブースの団体の皆さん、職員も含めて、総勢おおよそ2,700人から2,800人に達し、昨年よりかなり多く増え、大盛況でした。職員の皆さんには準備から対応、片付けまで非常に良くやっていただき、公園側からも褒められました。本当にありがとうございました。以上です。

橋本副市長： ほかによろしいですか。なければ、最後に市長お願ひします。

市長： 予算編成について、期末に向けて御準備いただいているということで、よろしくお願ひします。

先日、下田市の財政調整基金が2年後に枯渇するかもしれないといった新聞記事を拝見し、当市では現状そういう状況ではありませんが、改めて財政が厳しくなってくることにリアリティを持ちました。一方で、職員の方も担当する業務や職責から、財政に対する理解が一律ではないのかなと感じています。財政課には昨日話しましたが、今後の段階に応じて資金調達はどういった手段があり、調達した場合に我々がどういう制約、制限のもとに置かれるのかといったことも、できる限り庁内で共有し、少なくとも管理職は財政がどういった意味合いを持ってくるのか、重要なのかという理解を改めてそろえたいと思います。

最近、市議会からも財政に関わる質問が増えてきているからです。また、市議の立ち位置や御意見にもかなりの幅があります。それらに対して、我々はしっかりと受止めるところは受止めなければいけません。一方で我々は市政を運営している側になりますので、筋の通った理屈と根拠、数字を持ってそれに相対していかなければいけないと思います。財政課任せにはせず、各人が数字に対して責任を持つこと、それに対して各自のプラスアップ、知識の研さんに努めていただき、今後とも国分寺市政は、そういう懸念が具体化しないように私も努めていきたいと思います。また情報があればお互い共有しながら、しっかりと責任を持って進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

橋本副市長： 以上で庁議を終了します。